

○小田原市附属機関設置条例（抜粋）

昭和54年 3 月26日
条例第 1 号

小田原市附属機関設置条例

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定による附属機関の設置に関しては、別に定めがあるものを除き、この条例の定めるところによる。

（設置）

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

（委任）

第 3 条 附属機関の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和54年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

附属機関の 属する執行 機関	附属機関	設置目的	委員の数
市長	小田原市総合計画 審議会	総合計画の策定及び推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	20人以内

○小田原市総合計画審議会規則

昭和54年3月31日
規則第3号

小田原市総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、小田原市の基本構想及び実行計画の策定及び推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 地方行政機関及び公共的団体の職員
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の事務は、市長が定める職員が処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に

諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において、小田原市総合計画審議会条例（昭和42年小田原市条例第2号）による委員であった者は、この規則による委員となる。この場合、当該者は、第3条第2項の規定にかかわらず、同条例による任期終了時まで在任するものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。